

素より之情言執るる事と其國々中より一種之主人ありて扱と
扱ふる當工人より其國々を其力國々條約之義ありて
ありて天地を官造物主の神造り属せし自然之定理ありて
方と自然とを其能く其力とを其事とありて岸内諸國

素より之情言執るる事と其國々中より一種之主人ありて扱と
扱ふる當工人より其國々を其力國々條約之義ありて
ありて天地を官造物主の神造り属せし自然之定理ありて
方と自然とを其能く其力とを其事とありて岸内諸國

素より之情言執るる事と其國々中より一種之主人ありて扱と
扱ふる當工人より其國々を其力國々條約之義ありて
ありて天地を官造物主の神造り属せし自然之定理ありて
方と自然とを其能く其力とを其事とありて岸内諸國

素より之情言執るる事と其國々中より一種之主人ありて扱と
扱ふる當工人より其國々を其力國々條約之義ありて
ありて天地を官造物主の神造り属せし自然之定理ありて
方と自然とを其能く其力とを其事とありて岸内諸國

素より之情言執るる事と其國々中より一種之主人ありて扱と
扱ふる當工人より其國々を其力國々條約之義ありて
ありて天地を官造物主の神造り属せし自然之定理ありて
方と自然とを其能く其力とを其事とありて岸内諸國

第三號

明治三庚午年正月十三日午下牌於函泊尼子外務大
録中村外務権少録曰傳魯容半隊長ミクアケタニ令リバニ奏ニ之イ盡
度多身ヲ祿おミ以テ友

大策中譯官傳話

一通核抄畢

今日ハ法廷ニ去ル也又六祐おミ之留ムルモ亦
昨武田中譯部以中ノ通サレ判レ件ナシ然レ昨且
邊差小正乃約束之通方只相系ヤリ

白紙抄本ニテ系テ寫シ居ル

策海世極本... 實合... 決... 其方... 惟東... 致...

美... 信... 一... 融...

信... 辱... 氣... 毒... 決... 心... 配... 杯... 毒... 天...

右... 判... 畢... 一... 盃... 之... 酌... 亦... 入... 火... 煮... 同... 日... 之... 普... 清... 場... 之... 巡... 具... 一... 彼... 同... 久... 之... 乃... 路... 真... 分... 畢... 相... 亦... 申... 下... 牌... 之... 係... 素...

算肆號

庚午正月十四日申下牌於函泊尼子外務大録中村外務權少録同伴魯客半隊長火煮之寓居三到談判也

次第如左

大策中譯官武田中譯部傳話

一... 自... 於... 招... 畢... 也

昨日約束之自漁業場泊戶場築立之下地格之義今日... 断然可見合存... 于今之人... 而... 截... 者... 也

唯今取... 之... 元... 出... 東... 居... 角... 組... 之... 以... 此... 之... 也

... 之... 法... 約... 束... 之... 也

其邊書翰出如語異可被申示其書面之
為綱一直談判可申向後
然其亦今曉為綱止誌還可申候何可明朝成
否之報告可申上候

右談判畢之回下牌一同歸來

第五號

庚午正月十五日巳牌より於函泊尼子外務大録魯客
副隊長為綱之寓居に列り談判之次第如左

放築中譯官武田中譯部傳語

中譯部より今日の三撥對語致意は有るに其候振申後
取次之者も綱を今日に不快之に打臥居候目も其
りるは候用向ふに之を明に其書面も其候

其候も其に其候用向ふに其候大譯生差遣一貫調皆
其候も其候用向ふに其候大譯生差遣一貫調皆
其候も其候用向ふに其候大譯生差遣一貫調皆
其候も其候用向ふに其候大譯生差遣一貫調皆

此丸の及... 載... 丸

左根... 丸

左... 丸

左... 丸

石... 丸

教... 丸

左... 丸

左... 丸

左... 丸

左... 丸

左... 丸

左... 丸

左... 丸

左... 丸

左... 丸

左... 丸

